

(12)環境税(炭素税)とグリーンコンシューマー

地球温暖化防止・京都議定書が、2005年2月に発効するに及んで、炭素税の導入が政治の日程にのぼってきた。昨年の中央環境審議会の当初案では、炭素1トン当たり3600円の税率で、税收規模は1兆1000億円、そのすべてが一般財源になり、各省庁の地球温暖化対策の補助金に充当されるというものであったが、産業界の反対の意見もあって、環境省は、炭素1トン当たり2400円という税率で、税收規模は4900億円、税收の用途は地球温暖化対策を念頭に置いた一般財源に3400億円、社会保障の軽減のために1500億円を利用することを想定している。

炭素税については、これまで、単独ではなく他の効果的な手段と組み合わせて行うべきだという議論が展開され、実際、デンマークでは二酸化炭素税と自主的取組、イギリスでは、気候変動税、気候変動協定、自主参加型の排出取引制度をパッケージにしたポリシー・ミックスが採用されている。

また、炭素税の税收に用途については、地球温暖化対策に限定する目的税すべきという意見と、それでは税制の硬直化が生じるという反対意見があり、さらに社会保険税の軽減などに利用して、企業の雇用増加などに利用すべきだという、いわゆる「二重の配当」が議論されてきた。環境省に提案はこうした議論を念頭に置いたものである。

炭素税が消費者に与える影響はどうか。予測では、この新税で2010年の二酸化炭素の排出量はわが国で4%程度減少するとされている。提案では、平均家計は、月額250円の負担増となる。

課税が消費者に与える効果としては、電力やガソリンの消費量を削減するというよりは、ハイブリッド車や省エネ家電への買い替えを促すとされている。また、税收が太陽光発電等に対する補助金に使われ、グリーン・エネルギーへの転換が進むとみている。炭素税の負担があっても、電力料金等のエネルギー支出は結果として減少するという議論もある。

しかし、買い替えは所得が相対的に高い消費者に限られるとすれば、炭素税は消費税と同様に、短期的には逆累進的な影響を持つ可能性があり、また、炭素税の収入を確保するという点から見れば、二酸化炭素の排出量が減少すれば、税率を引き上げることが問題になるであろう。さらに、企業と同様に、消費者が一定以上の二酸化炭素を削減したならば、炭素税が免除されるという措置が必要かもしれない。

グリーンコンシューマーも炭素税の在り方に、積極的に発言すべきであろう。

以上